

別紙 1 事前提出資料一覧

事前提出資料		全法人 (※)	該当がある 場合提出	備 考
1	令和 8 年度社会福祉法人指導 監査調書（様式）	○		
2	定款、定款細則	○ (定款)	○ (定款細則)	
3	法人登記簿謄本の写し	○		
4	役員、評議員名簿	○		
5	不動産登記簿謄本の写し		○	借地部分に限る。
6	経理規程、理事長専決規程	○		
7	役員報酬規定、費用弁償規程		○	
8	評議員選任・解任委員会運営細 則		○	
9	給与規程、退職金規程	○		
10	旅費規程、その他各種規程		○	
11	令和 8 年度予算書	○		すべての会計単位、経理区分のものを提出すること。
12	預金(債権)残高、借入金残高証明等、通帳の写し	○		証明を必要とする証書は、法人が保有する、以下のすべての預金残高、債権残高、債務残高を証明したもの。 ・ 預金残高 ・ 定期預金残高 ・ 借入金残高 ・ 有価証券（国債等） ※預金残高・借入金の残高証明は、1 金融機関（1 支店）当たりで全ての残高が証明されたもので、かつ、そのこと（1 支店ごとにすべての残高が記載されていること）が当該金融機関により証明されたものであること ※残高証明は、令和 8 年 3 月 31 日時点のものを提出すること。 ※通帳の写しは、令和 8 年 3 月 31 日～令和 8 年 5 月 31 日までのものを提出すること。
13	令和 7 年度計算書類等		○	現況報告書と併せて提出済みであるため、改めての提出は不要。 ※ただし、既に提出された計算書類の記載内容について、数値や内容の修正等が生じている場合は、修正後の計算書類を提出すること。

※「全法人」とは、当該年度に監査を実施する全法人が提出するということであり、当該年度に監査を実施しない法人については、提出する必要はない。

別紙２ 当日準備していただく資料一覧

当日準備資料		全法人が 準備（※）	該当がある 場合に準備	備考
1	別紙１の事前提出資料一式	○		
2	定款変更認可申請書（写）、定款変更認可書		○	令和７年度中の 手続きに係るも のを準備するこ と。 ただし、令和８年 度及び令和６年 度以前のものに ついて確認す ることがある。
3	定款変更届出書（写）、定款変更届出受理通知書		○	
4	基本財産処分承認申請書（写）、基本財産処分承認通知書		○	
5	基本財産担保提供承認申請書（写）、基本財産担保提供承認通知書		○	
6	現況報告書（写）	○		
7	監事監査報告書	○		
8	外部監査結果報告書等		○	外部監査を受診 している場合
9	理事会議事録、評議員会議事録（開催通知、議案書 及び添付資料、書面表決に関する書類を含む）	○		
10	委嘱状、就任承諾書、履歴書、誓約書	○		
11	勤務実態が分かる資料		○	役員報酬が支払 われている場合
12	事業認可書、事業届出書		○	
13	給与台帳	○		
14	職員研修計画		○	
15	（株式保有がある場合）当該営利企業の概要		○	
16	不動産の使用許可書		○	地方公共団体か ら不動産の貸与 を受けている場 合
17	不動産に関する契約書		○	民間から不動産 の貸与を受けて いる場合。 基本財産以外の 借地についても 準備すること。
18	総勘定元帳、仕分伝票、会計伝票、証憑書類一式 （請求書、領収書等）	○		
19	現金出納帳、預金（貯金）出納帳、当座預金出納帳、 小口現金出納帳、有価証券台帳、未収金台帳 棚卸資産受払台帳、立替払台帳、前払金台帳、貸付 金台帳、仮払金台帳、固定資産管理台帳、リース資 産管理台帳、差入保証金台帳、長期前払費用台帳、 未払金台帳、預り金台帳、前受金台帳、仮受金台帳、 借入金台帳、退職給付引当金台帳、基本金台帳、事 業区分間、拠点区分間及びサービス区分間長期貸付 金（長期借入金）管理台帳、事業区分間、拠点区分 間及びサービス区分間短期貸付金（短期借入金）管 理台帳	○		経理規程に規定 されている補助 簿はすべて準備 すること。
20	競争入札に関する書類一式（業者選定、予定価格調		○	

	書、改札筆記、契約書、契約伺等)			
21	随意契約書、請書その他これに準ずる書類、契約伺、備品・物品購入伺	○		
22	預金残高証明書、借入金残高証明書、通帳、定期預金証書、有価証券証書(国債等)	○		
23	(借入金がある場合)金銭消費貸借契約書、償還計画表		○	
24	月次報告書	○		
25	会計責任者、出納職員、現金保管責任者の辞令書	○		
26	寄附金(物品)贈与契約書、寄附申込書、寄附金受領書、寄附金台帳	○		
27	預り金規程、預り金出納簿		○	
28	自己評価、第三者評価に関する資料		○	
29	苦情解決に関する資料		○	
30	その他、必要な書類		○	

※「全法人」とは、当該年度に監査を実施する全法人が提出するということであり、当該年度に監査を実施しない法人については、準備する必要はない。

注) 必要に応じて、これら以外の書類の提出を求めることがある。